

自家用有償旅客運送の事務・権限の地方公共団体への移譲のあり方に関する
検討会に対する佐賀県意見について

平成26年3月19日

佐賀県交通政策部

身近な移動手段検討チーム

プロジェクトマネージャー 高塚 明

平成26年3月20日開催の第4回検討会に関して事前配布された提案内容
について、佐賀県としての意見を下記により提出します。

なお、本意見の提出については、佐賀県知事の了解を得ております。

記

【提案1】 運用ルールの緩和（旅客の範囲拡大）（資料4）

○修正案①：〔P3 障害を有しない住民〕

障がいをもたない地域住民のうち特別に市町村長が必要と認めた者の福祉有償運送による運送について、「健康上等の理由」ではなく、「健康上又は経済上等の理由」とすること

（提案理由）

「健康上等の理由から、」だけでなく、現実には、経済的理由から、徒歩等では困難な距離の移動ができない高齢者が、特に地方では多いと考えられるため。

○修正案②：〔P4 観光客など不特定多数の者 ②〕

市町村長において、「地理的条件等により、事業者において～運送サービスの提供が困難であること」について、「当該市町村の区域内に営業所を有するすべての事業者の同意を得る」のではなく、当該市町村の区域内に営業所を有するすべての事業者の意見を聞いた上で、市町村長が判断すること

（提案理由）

当該市町村区域内で営業している事業者は、直接の利害関係者なので、最終判断は客観的に市町村長が行う必要があると考える。

○修正案③：〔P 4 観光客など不特定多数の者 ③〕

市町村長において、「当該市町村の区域内及びその周辺に営業所が存在しないため、事業者において～運送サービスの提供が困難であること」について、「当該市町村及び隣接市町村の区域内に営業所を有するすべての事業者の同意を得る」のではなく、当該市町村の区域内に営業所を有するすべての事業者の意見を聞いた上で、市町村長が判断すること

(提案理由)

当該市町村の区域内に営業所を有する事業者は、直接の利害関係者なので、最終判断は客観的に市町村長が行う必要があると考える。

また、隣接市町村まで範囲を広げる合理性が不明。

【提案 2】今後のスケジュール（資料 5 P 5）

○提案：（継続した検討会の開催について）

平成 26 年度も運用ルールの緩和や運用方法の改善に係る検討が行われるならば、このような検討会を引き続き開催し、関係者の意見（特に地方自治体）が反映できるような仕組みが必要と考える。

以上です。